

# 第3次笠岡市地域福祉計画

## 第5次笠岡市障がい者福祉計画

### 笠岡市ゲンキプラン 21-IX



本市では、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、LGBTQなど、多様な性にかかわらず、お互いを認め合い、住み慣れた地域で、ともに支え、助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指しています。

今後、人口減少や高齢化をはじめとする社会情勢の変化により、色々な生活課題の顕在化が進むことを見据え、支援を必要とする人々のニーズに対応していくための計画として、障がいのある方の暮らしを支援する第5次笠岡市障がい者福祉計画、高齢者がいきいきと暮らせる地域をつくる笠岡市ゲンキプラン 21-IX、そして福祉分野全体の上位計画として地域共生社会の実現を目指す第3次笠岡市地域福祉計画を策定しました。

これら3つの計画に基づき、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域をつくるために、関係機関同士が分野を超えて連携・実践していきます。

#### 笠岡市地域福祉計画

地域で暮らすすべての人への福祉の充実

【福祉分野共通の目標】

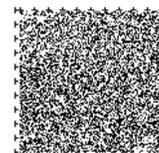
地域共生社会の実現

#### 笠岡市障がい者福祉計画

障がいのある人への福祉の充実

#### 笠岡市ゲンキプラン

高齢者への福祉の充実



# 第3次笠岡市地域福祉計画

## 基本理念

誰もがともに支え合い、安心して自分らしく暮らせるまちづくり  
～一人ひとりが居場所と役割をもち、  
暮らしと生きがいとともに創る地域へ～

## 1 策定の趣旨

地域における家族や住民同士のふれあいや助け合い、つながり等が希薄になっており、これまでの公的サービスに限った対応では解決が困難な状況が発生しています。このような状況のもとで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合い、助け合いながら、その人らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。

本市においても地域共生社会の実現を目指して、すべての人が安心して暮らし続けられるように、さらなる地域福祉の推進を図ります。

## 2 計画の期間

計画期間は、保健・福祉に関する行政計画や地域活動計画等との連携・整合を図るため、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間の計画としています。なお、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

## 3 地域共生社会とは？

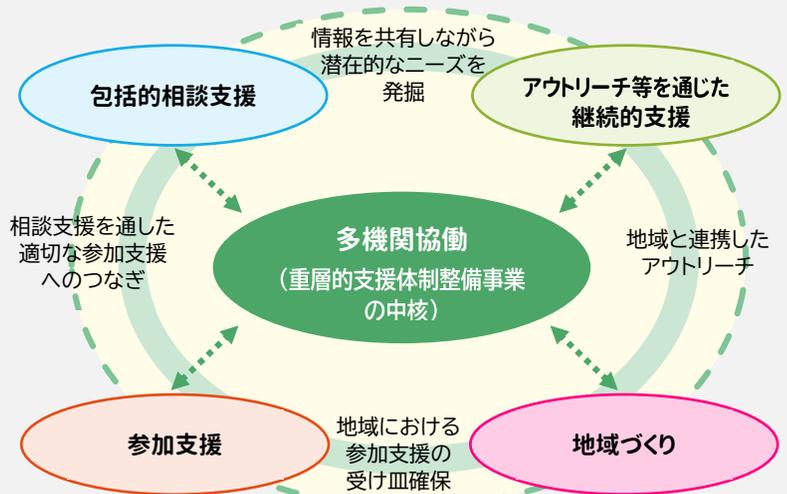
地域共生社会とは、制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。



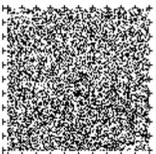
## 4 笠岡市の新たな取組

生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境づくりを一体的かつ重層的に支援する重層的支援体制整備事業を実施します。

新たな取組の全体図→



一体的な実施により相互作用が発生し、  
支援の効果が高まる



# 施策体系

## 1 地域を担う 人づくり

### 1. 地域や福祉への意識づくり

- ・福祉教育の推進
- ・生涯を通じた健康づくりの推進

### 2. 地域で活躍する人材の育成

- ・住民ボランティアの養成
- ・知識や技術習得の研修等の支援

## 2 誰もが活躍できる 仕組みづくり

### 1. 誰もが活躍できる場や機会の創出

- ・住民ボランティア・NPO等への活動支援
- ・活躍できる場の拡大
- ・働く機会の創出

## 3 安心して暮らせる まちづくり

### 1. 誰もが暮らしやすい環境の整備

- ・福祉に関する情報提供の総合化
- ・制度や福祉サービスの強化
- ・子育てを地域で応援する体制の強化
- ・住宅の確保と公共施設の整備
- ・認知症支援体制の充実
- ・生活困窮者の自立支援
- ・孤独・孤立対策の推進
- ・災害時等避難行動要支援者の支援

### 2. 関係機関や団体との連携強化

- ・地域でのネットワークの構築と拡大
- ・笠岡市社会福祉協議会との連携強化
- ・民間事業者等による見守り体制の拡大
- ・医療と介護の連携の推進

### 3. 権利擁護の推進

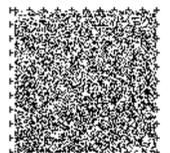
- ・権利擁護支援体制の強化(成年後見制度利用促進基本計画)
- ・虐待防止の促進

### 4. 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

- ・就労支援・居住支援
- ・保健医療・福祉サービスの利用支援
- ・学校等と連携した修学支援
- ・支援ネットワークの構築による広報・啓発活動の推進

### 5. 重層的支援体制の整備(重層的支援体制整備事業実施計画)

- ・包括的相談支援
- ・参加支援
- ・地域づくりに向けた支援
- ・多機関協働の支援ネットワーク構築
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援



# 第5次笠岡市障がい者福祉計画

## 笠岡市障がい福祉計画(第7期)

## 笠岡市障がい児福祉計画(第3期)

### 基本理念

障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で  
自分らしく暮らせる福祉のまちづくり

### 1 策定の趣旨

本市では、これまで様々な取組を通じて、障がいの有無に関わらず自分らしく暮らせるまちづくりを進めてきました。一方で、近年は社会情勢が変化しており、国や県では法制度の整備や計画の見直しが進んでいます。こうした状況を踏まえ、本市においてもより一層障がい者福祉施策を推進していくために、障がい者及び障がい児に関する計画の見直しを行いました。

### 2 計画の期間

障がい者福祉計画は笠岡市の障がい者福祉施策の大きな方向性を示すものであるため、6年間の計画とします。また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、3年ごとに検証及び目標設定をすることとなっているため、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。なお、国においても障がい者福祉に関して様々な検討・協議がなされているため、今後の国の動向を見ながら必要に応じて計画の見直しを行います。

### 3 本市の障がい者の動向

身体障害者手帳所持者数



平成30年  
(2018年) **2,104** 人

令和5年  
(2023年) **1,912** 人

療育手帳所持者数



平成30年  
(2018年) **452** 人

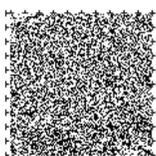
令和5年  
(2023年) **483** 人

精神障害者保健福祉手帳所持者数



平成30年  
(2018年) **351** 人

令和5年  
(2023年) **415** 人



#### 合理的配慮を知っていますか?

お店や公共交通機関などの生活の色々な場面において、障がいのない人には簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動が制限されることがあります。

こうした社会的な障壁(バリア)を、障がいのある人本人の希望に応じて取り除くことを「合理的配慮」と言います。

# 施策体系

※太字は各種調査結果に基づいて重点的に取り組むものとした重点施策

## 1 理解と配慮の促進

- (1)理解の促進
- (2)虐待防止
- (3)権利擁護の推進
- (4)福祉教育の推進**

## 2 地域生活支援の 充実

- (1)障害福祉サービスの充実
- (2)相談支援体制の整備**
- (3)情報提供の充実**
- (4)経済的支援
- (5)支援のための人材と住居の確保**
- (6)ヤングケアラーへの支援
- (7)高齢障がい者への支援の充実**

## 3 社会参加の推進

- (1)社会参加への支援
- (2)交流の促進
- (3)スポーツ・文化活動等の推進**

## 4 雇用と就労

- (1)就労支援の充実**
- (2)福祉的就労の場の充実

## 5 保健・医療の充実

- (1)障がいの早期発見
- (2)疾病の予防
- (3)医療・リハビリテーションの充実
- (4)精神保健福祉の充実**

## 6 障がいのある 児童への支援

- (1)相談支援体制の整備**
- (2)療育の充実
- (3)特別支援教育の推進
- (4)障がい児保育の充実
- (5)医療的ケア児への支援
- (6)障がい児家族への支援**

## 7 安心・安全な福祉の まちづくりの推進

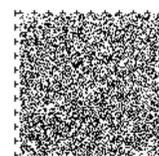
- (1)福祉のまちづくりの推進
- (2)防犯・防災体制の整備
- (3)ボランティア活動の推進

## 今後3年間で 達成を目指す 目標

- 施設に入所している人を減らし、充実したサービスを受けながら在宅で生活できる体制を整備します。
- 精神障がいのある人も地域の中で生活できるよう、支援体制を整備します。
- 障がいのある人が安心して地域で暮らすために、地域生活支援拠点の整備・充実や強度行動障がいのある人への支援体制を整備します。
- 障がいがあっても自分らしく働けるよう、一般就労への移行や定着を支援します。
- 障がいがある人やその家族からの相談に対応するため、基幹相談支援センターの設置等に取り組みます。
- 研修への参加促進や業務効率化に取り組み、障害福祉サービスの質の向上を図ります。



合理的配慮の提供は、「障害者差別解消法」によって義務付けられています。令和6年度以降は、公共施設だけでなく、民間の店舗等でも提供することが義務付けられました。誰もが住みやすいまちをつくるために、一人ひとりが「合理的配慮」について知り、実践することが大切です。



# 笠岡市ゲンキプラン 21-IX

## 笠岡市高齢者福祉推進計画

### 笠岡市介護保険事業計画

#### 基本理念

住み慣れた地域で頼り支えあい  
一人ひとりが自分らしく輝きいきいきと暮らせる  
福祉のまち 笠岡

#### 1 策定の趣旨

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)が到来し、孤独・孤立の顕在化や認知症施策推進基本計画に沿った取組の推進が求められており、介護需要のピークが予測される令和22年(2040年)を見据え、誰もがより長く元気に過ごせるよう、健康づくりや生きがいづくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、高齢者福祉事業全般に関する計画と、介護保険事業の進捗状況を把握し、介護保険給付の円滑な実施を図るため計画を定めました。

笠岡市ではこれらの計画に基づき、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、「地域共生社会の実現」を目指して様々な施策に取り組んでいきます。

#### 2 計画の期間

本計画は、令和6年(2024年)度～令和8年(2026年)度までの3年間の計画として策定します。

また、中長期的には、団塊の世代が90歳以上を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた計画としています。

#### 3 本市の高齢者の動向

高齢化率は上昇傾向で推移  
前期高齢者は減少し、後期高齢者の割合増

##### 高齢者数の推移と推計



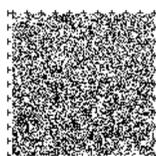
	令和3年(2021年)	令和5年(2023年)	令和22年(2040年)
前期高齢者	7,777 人	7,322 人	5,799 人
後期高齢者	9,505 人	9,744 人	9,191 人
高齢化率	38.1%	38.9%	47.2%

要介護(要支援)認定率は上昇傾向で推移

##### 要介護(要支援)認定者数と要介護(要支援)認定率の推移



	平成30年(2018年) 9月末	令和2年(2020年) 9月末	令和5年(2023年) 9月末
認定者数	3,659 人	3,705 人	3,659 人
認定率	20.8%	21.2%	21.4%



# 施策体系

1

生涯現役でいきいきと  
自分らしく暮らせるために

1. 積極的な社会参加の継続と促進
2. 地域での支えあいの推進



2

住み慣れた地域で  
いつまでも暮らせるために

1. 健康づくり・介護予防の推進
2. 在宅医療・介護連携の推進
3. 認知症施策の推進
4. 地域包括支援センターの機能強化
5. 地域共生による相互支援のまちづくり



3

自分に合う環境で安心して  
暮らせるために

1. 住まい方の支援・施設等の充実
2. 日常生活の支援
3. 高齢者虐待防止・権利擁護
4. 島しょ部の介護・福祉の推進



4

効率的で適正な  
介護保険サービスの提供

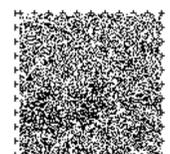
1. 介護保険サービスの適正な運営
2. 介護保険制度の持続可能性の向上
3. 介護保険サービスの基盤整備
4. サービス別事業量の見込み
5. 保険料の算定



## 介護保険料 (第1号被保険者)

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料で賄われており、第1号被保険者の負担割合は **23.0%** となっています。

所得段階	介護保険料 (年額)	所得要件	
1	21,400円	世帯全員が 住民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人
2	31,100円		第1段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が120万円以下の人
3	51,400円		第2段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人
4	67,500円	同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人
5	75,000円		合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超えている人
6	90,000円	本人が 住民税課税	合計所得金額が120万円未満の人
7	97,500円		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
8	112,500円		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
9	120,000円		合計所得金額が320万円以上450万円未満の人
10	127,500円		合計所得金額が450万円以上600万円未満の人
11	135,000円		合計所得金額が600万円以上700万円未満の人
12	142,500円		合計所得金額が700万円以上800万円未満の人
13	150,000円		合計所得金額が800万円以上の人



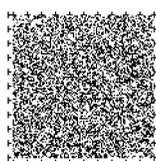
日々の生活の悩みや不安，聞かせてください！

# 困ったときの相談窓口

笠岡市では、暮らしの中での様々な困りごとに対応するための相談窓口を設置しています。日常生活での悩みや困りごと，地域で気がかりなことなど，あらゆる相談に対応します。困ったときは一人で悩まず，まずはお気軽にご相談ください！



相談の内容		窓口	連絡先
高齢者に関すること	高齢者やその家族の介護や医療，生活のお悩みなど総合的な相談について ・認知症やもの忘れのこと ・介護予防サービスについて ・近所で怒鳴り声が聞こえる	地域包括支援センター	62-6662
	要介護認定や介護サービス全般について	長寿支援課	69-2139
	緊急通報装置や杖，手押し車などの給付支援などについて	長寿支援課	69-2313
障がいに関すること	障がいについての日常生活の困りごとや支援について	笠岡市・里庄町相談支援センター	69-2030
	障がい者手帳や障がいに関する様々なサービスについて	地域福祉課	69-2133
日常生活の困りごと	家庭内全般のよろず相談	社会福祉協議会	62-3507
	地区での困りごとなどの相談（民生委員児童委員） 戦没者に関することについて	地域福祉課	69-2133
財産や金銭の管理等	認知症や知的障がい，精神障がいなどで日常生活上の判断に不安がある方 ・成年後見制度，金銭管理などの日常生活自立支援事業など	笠岡市・里庄町成年後見センター	62-5590
生活や仕事	生活保護について	生活福祉課	69-2318
	「生活に困っている」「仕事がない」「家賃が払えない」などの生活や住まいに関する困りごとについて	みんな就労支援センター	69-2015
悩みや孤立	悩みや不安を抱えていてつらいとき，ひきこもり状態にあるなど望まない孤独・孤立に苦しんでいるとき	みんな就労支援センター (ささえ愛ほっとライン)	63-8515
子育て	子育て支援コンシェルジュによる総合相談について 各サービスの紹介や関係部署につなげるお手伝い	子育て支援課	69-2132
健康	生活習慣病の予防，感染症や健康管理，介護予防などについて	健康推進課	69-2101
消費者相談	悪徳商法による消費者被害などについて	消費生活センター	63-0999



第3次笠岡市地域福祉計画  
第5次笠岡市障がい者福祉計画  
笠岡市障がい福祉計画（第7期）  
笠岡市障がい児福祉計画（第3期）  
笠岡市ゲンキプラン 21-IX

【概要版】

編集：【第3次笠岡市地域福祉計画】地域包括ケア推進室  
【第5次笠岡市障がい者福祉計画等】地域福祉課  
【笠岡市ゲンキプラン 21-IX】長寿支援課

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1  
発行年月：令和6年（2024年）3月